

別紙

原告イラスト目録



別紙

被告イラスト目録

1



2



3



4



5



6



7



8



9



1 0



1 1



1 2



1 3



1 4



1 5



1 6





別紙

被 告 物 品 目 録

1	名刺
2	チラシ
3	ポスター
4	三つ折りプログラム
5	キッズオンパクチラシ
6	封筒角 2
7	封筒長 3
8	告知リーフレット
9	ポスター訂正用シール
10	ジャンボメニューマップ
11	いわきフラオンパンフレット
12	クーポン券
13	オリジナルステッカー
14	がんばペ のぼり

別紙

謝罪広告目録

1 被告P2の謝罪文

謝罪広告

私は、P7ことP1氏の著作物を無断で改変し、いわきフラオンパクのマスコットキャラクターである「フラねこ」を作成し、「フラねこ」を自己の著作物であるかのようにブログに掲載し、また、多数の広告宣伝物に記載いたしました。著作権者に多大なご迷惑をおかけしたことを反省し、ここに、謝罪いたします。今後は、著作権侵害が生じないように十分に注意いたします。

P2

2 被告P3の謝罪文

謝罪広告

私は、P7ことP1氏の著作物を無断で改変し、いわきフラオンパクのマスコットキャラクターである「フラねこ」を作成し、「フラねこ」のイラストを記載するにつき、P7の氏名を表示することなく多数の広告宣伝物に記載いたしました。著作権者に多大なご迷惑をおかけしたことを反省し、ここに謝罪いたします。今後は、著作権侵害が生じないように十分に注意いたします。

P3

別紙

謝罪広告掲載要領目録

1 掲載要領（被告P2）

被告P2は、別紙謝罪広告目録1記載の謝罪文を、第一段「謝罪広告」を20ポイント活字で、その他の部分は14ポイント活字で、P8名義で開設するブログ（P9）のウェブページに30日間及び福島民報社発行の新聞社会面の2段×13センチメートルのスペースに活字は前記大きさに、1回掲載せよ。

2 掲載要領（被告P3）

被告P3は、別紙謝罪広告目録2記載の謝罪文を、第一段「謝罪広告」を20ポイント活字で、その他の部分は14ポイント活字で、P3名義で開設するブログ（P10）のウェブページに30日間及び福島民報社発行の新聞社会面の2段×13センチメートルのスペースに活字は前記大きさに、1回掲載せよ。